

タイ国籍を有しない者のための入国許可証（COE）登録ガイドライン（新規システム）

告知

この登録は、入国許可証（COE）の申請であり、ビザの申請ではありません。有効なタイのビザを未だ所持していない場合、渡航予定日から少なくとも7～15営業日前までに在京タイ王国大使館、総領事館(大阪・福岡) または名誉総領事館(名古屋)に連絡してください。詳細については、申請予定のタイ王国大使館、タイ王国総領事館もしくはタイ王国名誉総領事館のウェブサイトをご確認ください。

登録を行う前に、申請者は、システムにアップロードする必要書類のデータをPDF形式またはJPEG形式にてご準備ください。有申請資格者のカテゴリ別の必要書類リストは、次項でご確認いただけます。

下記の通り、登録には2つのステップがあります。

(1) 事前承認：

- タイに入国する資格を証明するため、システムに個人情報を入力し、必要書類をアップロードします。

タイのビザ

- 有効なビザまたは再入国許可証を所持している場合、システムにそのデータをアップロードしてください。
- 未だ有効なビザを所持していない場合、タイ王国大使館またはタイ王国総領事館にてビザ申請を行ってください。なお、ビザ取得完了前にCOE申請を行うことはできませんので、必ずビザの取得を事前にしてください。

医療保険（申請者のタイ滞在の全期間を対象とし、新型コロナウイルス関連疾病治療費の補償を含む。）

- 既に医療保険に加入している場合、システムにそのデータをアップロードしてください。
- まだ医療保険に加入していない場合、後日、航空券および隔離措置施設（ASQ）予約確認書とともに、アップロードすることも可能です。
- タイへ渡航する外国人向けに、タイ損保協会（TGIA）およびタイ生命保険協会（TLAA）は、タイ保険委員会（OIC）の規則に基

づき、タイの大手生命保険および損害保険会社 16 社と協力し、タイ政府の要件に合う契約条件の新型コロナウイルス保険補償プログラムを提供しています。詳細については、こちらをご確認ください。<http://covid19.tgia.org>.

○ 医療保険の書類は、US ドルでの表記が必要です。疾病管理局は他の貨幣表記の場合は受け付けません。

- 申請書の提出完了後、申請者には 6 ケタのコード（Reference code）が与えられます。このコードを使用して、登録状況の確認、COE のダウンロードをすることが可能です。
- タイ王国大使館およびタイ王国大阪総領事館は、3 営業日以内に申請を事前承認します。
- 申請者は、”Edit information（情報を編集する）”にて、個人情報編集することが可能です。また”Check the result（結果を確認する）”にて、登録状況を確認することができます。

(2) COE の発行

- 申請が事前承認された後、申請者は航空券を購入し、隔離措置施設（ASQ）を予約しなければなりません。航空券購入の情報については、こちらをご確認下さい。
ASQ の情報については、こちらをご確認下さい。www.hsscovid.com.
- 申請が事前承認されてから 15 日以内に、申請者は“Confirm trip（渡航を確認する）”をクリックし、航空券情報、航空券、到着日の ASQ 予約確認書、医療保険（事前承認の段階で未だ提出していなかった場合）のデータの入力およびシステムへのアップロードを行ってください。
- 申請者が 15 日以内に必要書類を提出しなかった場合、システムは自動的に申請を取り消します。その場合、申請者は再度申請プロセスを行う必要があります。
- タイ王国大使館およびタイ王国総領事館は、申請者が渡航情報を提出してから 3 営業日以内に COE を発行します。
- 申請者は、“Check the result”（結果を確認する）をクリックすると、登録状況を確認できます。COE が承認されると、申請者は登録ウェブサイトから直接 COE をダウンロードすることができます。

COE 発行後は、必ず、チェックインカウンターおよびタイ到着時の疾病管理局担当者（Department of Disease Control's Representatives）に提示する下記書類をご準備ください。

- (1) パスポート
 - (2) 入国許可証（COE）
 - (3) 搭乗可能健康証明書（Fit to Fly or Fit to Travel Health Certificate）（タイの検疫担当職員（Thailand's Health Control）には、印刷した書類の提出が必要です。）
 - (4) 渡航前 72 時間以内に発行された RT-PCR 検査による新型コロナウイルス（COVID-19）非感染証明書（経由便の場合、最初の空港出発時間から換算）
 - (5)（タイ入国時のタイ疾病管理局のみ）保険会社または雇用主が、タイ滞在時の申請者に発生する、新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む医療費を 10 万米ドル以上補償することを保証する医療保険証または雇用主からの手紙。（保険期間はタイ滞在全期間を対象とすること）
- * (3),(4),(5)の書類は、英語またはタイ語のみ可能。原本がその他言語である場合は、認証を受けた英語訳またはタイ語訳文書が必要。
- (6) T.8 Form（タイ王国健康質問書）

T.8 Form はこちらからダウンロードできます。<https://bit.ly/34X6sAJ>.

タイへの入国が許可されたタイ国籍を有しない者

*仏暦 2548 年 (2005 年) の非常事態における統治に関する勅令第 9 条 (Section 9 of the Emergency Decree on Public Administration in Emergency Situations B.E. 2548 (2005)) と仏暦 2534 年 (1991 年) の国家行政法第 11 条 (Section 11 of the State Administration Act B.E. 2534 (1991)) に基づき、タイ王国への入国は免除リストに該当する特定の対象者に許可されています。タイ国籍を有しない者の免除リストは下記の通りです。

- (1) 首相により規制が免除された者、もしくは非常事態状況の解決の責任者により定められ、許可され、もしくは招待された者。この場合、条件および期間が別途定められる場合があります。
- (2) 外交使節団、領事団、国際機関もしくはタイ国内で活動する外国政府ないしは政府機関の代表またはその他の国際機関に所属する個人でタイ外務省が必要性に応じて許可を与えた者、またこれらの配偶者、両親、子供。(ビザ申請の詳細についてはこちらをクリック)
- (3) タイ国籍を有しない者で、タイ国籍を有する者の配偶者、両親もしくは子供。(ビザ申請の詳細についてはこちらをクリック)
- (4) タイ国籍を有しない者で、有効な王国の居住証明書もしくは王国に居住する許可を得ている者。またこれらの配偶者や子供。
- (5) タイ国籍を有しない者で、有効な労働許可を保持している、または法令によって王国での労働が許可されている者。またこれらの配偶者や子供。(ビザ申請の詳細についてはこちらをクリック)
- (6) タイ当局から認定されているタイ国内の教育機関に就学、通学するタイ国籍を有しない生徒および学生、またこれらの両親もしくは保護者。但し、私立学校に関する法律に基づく非公式学校、もしくは同様な形態の私立の教育機関(語学学校、ダイビングスクール、ボクシングスクール等)を除く。(ビザ申請の詳細についてはこちらをクリック)
- (7) タイ国籍を有しない者で、タイ国内で医療を受ける必要のある者および付き添いの者。但し、これには新型コロナウイルスの治療は該当しない。(ビザ申請の詳細についてはこちらをクリック)
- (8) タイ国籍を有しない者で、外国との特別な合意事項 (Special arrangement) に則して王国へ入国することが許可された者、または首相により許可を与えられているタイ国籍を保持しない者。この全対象者はタイ王国の伝染病の予防と管理を厳守しなければなりません。

タイ王国大使館／タイ王国総領事館への申請の際に、登録システムにアップロードする書類一覧

タイへの入国が許可されたタイ国籍を有しない者のカテゴリー	免除カテゴリー	事前承認登録の必要書類（全ての書類は英語、もしくは認証を受けた翻訳付き）	COE 発行の必要書類
免除対象者 首相により規制が免除された者、もしくは非常事態状況の解決の責任者により定められ、許可され、もしくは招待された者。この場合、条件および期間が別途定められる場合があります。	2	タイ外務省、タイ大使館またはタイ総領事館までご連絡ください。	
外交官・国際機関職員 (DCIOs) 外交使節団、領事団、国際機関もしくはタイ国内で活動する外国政府ないしは政府機関の代表またはその他の国際機関に所属する個人でタイ外務省が必要性に応じて許可を与えた者、またこれらの配偶者、両親、子供。	3	1. パスポートのコピー 2. ビザのコピー 有効なビザを所持していない場合、申請者は大使館または総領事館に下記書類の原本を直接提出し、適切なビザの発行を依頼しなければなりません。（必要な場合） 3. 申請者の国の外務省または国際機関が発行した公式文書 4. 申請者の国の外務省または国際機関が発行した、その国の大使館または国際機関が、新型コロナウイルス感染症を含む医療または治療費用の支払い責任を負うことを保証した文書。 DCIOs は、 http://site.thaiembassy.jp でご確認下さい。	- 航空券予約確認書 - 代替政府検疫施設 (ASQ) / 機関免疫(OQ) の到着日の予約確認書または同等の書類

<p>タイ国籍を有する者の家族 タイ国籍を有しない者で、タイ国籍を有する者の配偶者、両親もしくは子供。</p>	6	<ol style="list-style-type: none"> 1. パスポートのコピー 2. 有効なビザまたは再入国許可証のコピー（ビザ／再入国許可証の期限が切れている場合、新しく申請してください。） 3. 配偶者／親のタイのパスポートまたはタイ国民身分証明書（IDカード）のコピー 4. タイ婚姻証明書（配偶者の場合）、タイ出生証明書（子供の場合）等、タイ国籍を有する者との関係を示す公的証明書 5. 保険会社または雇用主が、タイ滞在時の申請者に発生する、新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む医療費を10万米ドル以上補償することを保証する医療保険証または雇用主からの手紙。（保険期間はタイ滞在全期間を対象とすること） 	<ul style="list-style-type: none"> - 航空券予約確認書 - 代替政府検疫施設（ASQ）の到着日の予約確認書
<p>居住証明書所持者 タイ国籍を有しない者で、有効な王国の居住証明書もしくは王国に居住する許可を得ている者。またこれらの配偶者や子供。</p>	7	<ol style="list-style-type: none"> 1. パスポートのコピー 2. 有効なビザまたは再入国許可証のコピー（ビザ／再入国許可証の期限が切れている場合、新しく申請してください。） 3. 居住証明書のコピー 4. 保険会社または雇用主が、タイ滞在時の申請者に発生する、新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む医療費を10万米ドル以上補償することを保証する医療保険証または雇用主からの手紙。（保険期間はタイ滞 	<ul style="list-style-type: none"> - 航空券予約確認書 - 代替政府検疫施設（ASQ）の到着日の予約確認書

		在全期間を対象とすること)	
労働許可証所持者 タイ国籍を有しない者で、有効な労働許可を保持している、または法令によって王国での労働が許可されている者。またこれらの配偶者や子供。	8	労働許可証（ワークパーミット）所持者 1. パスポートのコピー 2. 有効なタイビザまたは再入国許可証のコピー（ビザ／再入国許可証の期限が切れている場合、新しく申請してください。） 3. 有効な下記のいずれかの書類のコピー： - タイ労働省発行の就労者の労働許可証 - タイ労働省発行の就労者の Form WP3（労働許可証の事前審査受理書） - タイ投資委員会（BOI）が発行した就労者の証明書 - 就労者の Industrial Estate Authority of Thailand（IEAT）の証明書 4.（同行する配偶者・子供がいる場合） 4.1 配偶者・子供のパスポートのコピー 4.2 戸籍謄本 5. 保険会社または雇用主が、タイ滞在時の申請者に発生する、新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む医療費を10万米ドル以上補償することを保証する医療保険証または雇用主からの手紙。（保険期間はタイ滞在全期間を対象とすること） 就労者に同行する配偶者・子供 1. パスポートのコピー	- 航空券予約確認書 - 代替政府検疫施設（ASQ）の到着日の予約確認書

		<p>2. 有効なタイビザまたは再入国許可証のコピー（ビザ／再入国許可証の期限が切れている場合、新しく申請してください。）</p> <p>3. 労働許可証所持者のパスポートのコピー</p> <p>4. 就労者の有効な下記のいずれかの書類のコピー：</p> <ul style="list-style-type: none"> - タイ労働省発行の就労者の労働許可証 - タイ労働省発行の就労者の Form WP3（労働許可証の事前審査受理書） - タイ投資委員会（BOI）が発行した就労者の証明書 - 就労者の Industrial Estate Authority of Thailand (IEAT) の証明書 <p>5. 戸籍謄本</p> <p>6. 保険会社または雇用主が、タイ滞在時の申請者に発生する、新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む医療費を10万米ドル以上補償することを保証する医療保険証または雇用主からの手紙。（保険期間はタイ滞在全期間を対象とすること）</p>	
<p>学生</p> <p>タイ当局から認定されているタイ国内の教育機関に就学、通学するタイ国籍を有しない生徒および学生、またこれらの両親もしくは保護者。但し、私立学校に関する法律に基づく非公式学校、もしくは</p>	9	<p>学生</p> <p>1. パスポートのコピー</p> <p>2. 有効なタイビザまたは再入国許可証のコピー（ビザ／再入国許可証の期限が切れている場合、新しく申請してください。）</p> <p>3. タイ教育省の認可を受けた教育機関が発行した在学証</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 航空券予約確認書 - 代替政府検疫施設（ASQ）の到着日の予約確認書

<p>同様な形態の私立の教育機関(語学学校、ダイビングスクール、ボクシングスクール等)を除く。</p>		<p>明書もしくは入学許可証のコピー</p> <p>4. (親または保護者が同行する場合)</p> <p>4.1 親または保護者のパスポートのコピー</p> <p>4.2 学生との関係を示す公的証明書 (戸籍謄本等)</p> <p>5. タイ滞在時の申請者に発生する、新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む医療費を10万米ドル以上補償することを保証する保険会社発行の医療保険証。(保険期間はタイ滞在全期間を対象とすること)</p> <p>学生の親や保護者</p> <p>1. パスポートのコピー</p> <p>2. 有効なタイビザまたは再入国許可証のコピー (ビザ/再入国許可証の期限が切れている場合、新しく申請してください。)</p> <p>3. 学生のパスポートのコピー</p> <p>4. タイ教育省の認可を受けた教育機関が発行した在学証明書もしくは入学許可証のコピー</p> <p>5. 学生との関係を示す公的証明書 (戸籍謄本等)</p> <p>6. タイ滞在時の申請者に発生する、新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む医療費を10万米ドル以上補償することを保証する保険会社発行の医療保険証。(保険期間はタイ滞在全期間を対象とすること)</p>	
<p>医療滞在目的のタイ国籍を有しない者 タイ国籍を有しない者で、タイ国内で医</p>	10	<p>患者</p> <p>1. パスポートのコピー</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 航空券予約確認書 - 代替政府検疫施設

<p>療を受ける必要のある者および付き添いの者。但し、これには新型コロナウイルスの治療は該当しない。</p>	<p>2. 有効なタイビザまたは再入国許可証のコピー（ビザ／再入国許可証の期限が切れている場合、新しく申請してください。）</p> <p>3. タイ滞在中に発生する全ての医療治療費用及び関連費用に見合う残高を証明するもの</p> <p>4. タイ保健省からの承認を示す公印がある病院の代替隔離施設(DHSS/AHQ 1)の証明書コピー</p> <p>4. タイ滞在時の申請者に発生する、新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む医療費を10万米ドル以上補償することを保証する保険会社発行の医療保険証。（保険期間はタイ滞在全期間を対象とすること）</p> <p>**患者一人につき、最大3名までの同行者が認められています。同行者は患者と同じ病院での隔離、および少なくともタイに14日間滞在する必要があります。**</p> <p>同行者</p> <p>1. パスポートのコピー</p> <p>2. 有効なタイビザまたは再入国許可証のコピー（ビザ／再入国許可証の期限が切れている場合、新しく申請してください。）</p> <p>3. 患者のパスポートのコピー</p> <p>4. 患者のタイ保健省からの承認を示す公印がある病院の代替隔離施設(DHSS/AHQ 1)の証明書コピー</p> <p>5. タイ保健省の承認を示す公印がある渡航同行・支援証</p>	<p>(ASQ) の到着日の予約 確認書</p>
--	---	------------------------------

		<p>明書</p> <p>6. タイ滞在時の申請者に発生する、新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む医療費を10万米ドル以上補償することを保証する保険会社発行の医療保険証。(保険期間はタイ滞在全期間を対象とすること)</p>	
<p>特別合意事項による許可または首相からの許可を与えられたタイ国籍を有しない者</p> <p>タイ国籍を有しない者で、外国との特別な合意事項(Special arrangement)に則して王国へ入国することが許可された者、または首相により許可を与えられているタイ国籍を保持しない者。</p> <p>2020年10月21日現在、このカテゴリーは下記該当者を含みます。</p> <p>(1) 承認を受けたタイランドエリートメンバー*1</p> <p>(2) APEC カード所持者*2</p> <p>(3) 長期滞在者</p> <ul style="list-style-type: none"> - 有効なノンイミгранト O-A ビザ所持者*3 - 有効なノンイミгранト O-X ビザ所持 	11	<p>1. パスポートのコピー</p> <p>2. 有効なタイビザまたは再入国許可証のコピー (ビザ/再入国許可証の期限が切れている場合、新しく申請してください。)</p> <p>3. 保険会社または雇用主が、タイ滞在時の申請者に発生する、新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む医療費を10万米ドル以上補償することを保証する医療保険証または雇用主からの手紙。(保険期間はタイ滞在全期間を対象とすること)</p> <p>4. 追加必要書類</p> <p>4.1 タイランドエリートメンバー タイランド・プリビレッジ・カード社 (Thailand Privilege Card Co., Ltd. / Thailand Elite) またはタイ王国観光・スポーツ省または関係政府機関発行の書類</p> <p>4.2 APEC カード所持者</p> <ul style="list-style-type: none"> - APEC カード <p>4.3 長期滞在者</p> <ul style="list-style-type: none"> - 居住証明書 (所持している場合) 	<ul style="list-style-type: none"> - 航空券予約確認書 - 代替政府検疫施設 (ASQ) の到着日の予約確認書

<p>者*4</p> <ul style="list-style-type: none"> - ノンイミгранト-O (年金受給者) 所持者もしくはリタイアメントビザの再入国許可証所持者 <p>(4) 中期滞在者</p> <ul style="list-style-type: none"> - 観光ビザ (TR) 所持者 (シングルエントリー) *5 - 就労およびビジネス (投資) 目的の方 (ノンイミгранトビザ B 所持者) *6 <p>(5) 特別観光ビザ (STV) 所持者*7</p> <p>(6) 承認を受けたメディア制作または撮影目的の方</p> <p>*ビザの詳細については、こちらをご確認下さい。 https://thaiveisa.go.th</p>		<p>4.4 特別観光ビザ所持者</p> <ul style="list-style-type: none"> - 隔離施設 (ASQ) または病院の代替隔離施設 (AHQ) での少なくとも 14 日間の滞在費用の領収書または支払い証明書 <p>4.5 メディア制作・撮影者</p> <ul style="list-style-type: none"> - タイ王国観光・スポーツ省観光局タイフィルム事業部 (Thailand Film Office, Department of Tourism, Ministry of Tourism and Sports of Thailand) が発行した許可証のコピー 	
---	--	--	--

注意点：

*1 タイランドエリートカード所持者は、タイランド・プリビレッジ・カード社に連絡し、タイ入国の資格があるか確認してください。タイ大使館/タイ領事館は、タイランド・プリビレッジ・カード社、タイ王国観光・スポーツ省または関係政府機関が提出するリストに名前の記載がある方に COE を発行しています。

*2. APEC カード所持者は、市民権のある国・地域 (資格のある国・地域：オーストラリア連邦、中華人民共和国、香港、日本、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール共和国、大韓民国、台湾、ベトナム社会主義共和国) から渡航しなければなりません。また、タ

イへの90日間の滞在を許可されます。

*3 申請者は、申請書を提出した国の永住権を持つ50歳以上のタイ国籍を有しない者でなければなりません。

ノンイミгранトO-Aビザ所持者は、タイに1年間滞在することが認められます。いかなる種類の雇用も固く禁じられています。

*4 申請者は、日本、オーストラリア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェイ、スウェーデン、スイス、英国、カナダ、アメリカ合衆国のいずれかの国籍の50歳以上の一般パスポート所持者でなければなりません。（配偶者と未成年の子供は同行可能。）ノンイミгранトO-Xビザの所持者は、毎回5年間（合計10年間）タイに滞在することが認められます。いかなる種類の雇用も固く禁じられています。

*5 観光ビザ（TR）所持者は、タイでの滞在が60日間認められ、30日間の延長申請を行うことができます。

*6 ノンイミгранトBビザの所持者は、タイでの滞在が90日間認められます。申請者は、200万バーツ以上の登録資産があるタイ側の会社発行の招聘状、もしくは300万バーツ以上の額面価値があるコンドミニアムの所有権／タイの銀行での預金額／タイ政府債の所有を証明する書類を所持していなければなりません。

*7 特別観光ビザ所持者は、タイ保健省が2週間に1度公表する新型コロナウイルス感染拡大国リストの「低度感染危険国」に居住している必要があります。特別観光ビザ所持者は90日間のタイ滞在が認められ、特別観光ビザは、90日間の延長滞在を2回申請することができます。